

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議  
中間まとめ

令和3年8月  
コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

## 【目次】

### はじめに

#### 1. コミュニティ・スクール推進の必要性

- (1) 学校を取り巻く状況
- (2) コミュニティ・スクールの制度概要
- (3) コミュニティ・スクールの導入状況
- (4) コミュニティ・スクールの意義、役割
- (5) コミュニティ・スクールの導入理由及び成果と導入面における課題

#### 2. コミュニティ・スクール推進のための方策

- (1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- (2) 円滑な導入のための都道府県教育委員会等による伴走支援
- (3) コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の総合調整・事務局機能を持つ人材の配置・機能強化
- (4) 地域学校協働活動推進員等の資質向上
- (5) その他

#### 3. 今後の検討事項（案）

- (1) これからのコミュニティ・スクールの在り方
- (2) 「社会に開かれた教育課程」の実現において担う役割
- (3) 学校評価とコミュニティ・スクールの関わり
- (4) いわゆる「類似の仕組み」について
- (5) 高等学校等における取組
- (6) コミュニティ・スクールに係る教師の資質に関すること

## はじめに

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は平成 16 年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律により制度化され、その後、平成 29 年の法改正<sup>1</sup>により、その設置が各教育委員会の努力義務となったことから、その設置数は着実に増加するとともに、保護者や地域住民等の学校運営への参画が進むなど、一定の定着が見られている。

一方、設置が努力義務であることを踏まえると更なる設置促進が望まれることから、本検討会議においては、令和 3 年 4 月以降、今後のコミュニティ・スクールの在り方について検討を行ってきたところ、今般、特にコミュニティ・スクールの推進方策を中心として、中間的な取りまとめを行うこととした。

## 1. コミュニティ・スクール推進の必要性

### (1) 学校を取り巻く状況

- 現在の学校においては、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた新学習指導要領の着実な実施や学校における働き方改革の推進、GIGA スクール構想の推進が求められている。また、不登校やいじめ、児童虐待への対応など、学校経営の困難さは年々増している。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染症対策の徹底と子供たちの健やかな学びの保障の両立など、学校では様々な取組が進められている。
- このような状況の中で、これまで以上に学校と家庭、地域とが連携していくことが重要である。

### (2) コミュニティ・スクールの制度概要

- 「コミュニティ・スクール」とは、保護者や地域住民等が学校運営に参画することができる学校運営協議会を置く学校のことである。学校運営協議会は、平成 16 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により制度化され、その後、平成 29 年の法改正を経て、現在ではその設置が各教育委員会の努力義務となっている。
- 国は、制度導入後、第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月閣議決定）において、

---

<sup>1</sup> 「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 29 年 3 月 31 日公付、平成 29 年 4 月 1 日施行）

コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大することを成果指標と定め、その推進を図った。学校運営協議会の設置の努力義務化後に策定された第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）においては、学校運営協議会制度を全ての公立学校<sup>2</sup>において導入することを目指し、各地域における推進を担う人材の確保・育成等を通じて、コミュニティ・スクールの導入の促進及び運営の充実を図ることとした。

- 学校運営協議会は、制度創設当初より、①校長の作成する学校運営に関する基本方針を承認する、②学校運営に関して教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる、③教職員の任用に関して教育委員会に対して意見を述べることもできるといった主に3つの機能を有している。平成29年の法改正により、学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加、任用に関する意見の柔軟化等の改正が行われたものの、基本的な3つの機能は変わらずに位置付けられている<sup>3</sup>。

### (3) コミュニティ・スクールの導入状況

- 令和2年7月現在、全国9,788校（全国29道府県850市区町村の教育委員会<sup>4</sup>）にコミュニティ・スクールが導入されており、特に義務教育段階の学校種においてその数は増加している<sup>5</sup>。増加数に着目すると、平成17年4月から平成29年4月までの12年間で3,583校の増加に対し、平成29年4月から令和2年7月までの約3年間で6,188校の増加となり、学校運営協議会の設置が努力義務となった影響の大きさが反映されているものと考えられる。反面、導入率を見ると全学校種における導入割合が27.2%であること、学校種ごとの導入状況に差が生じていることがわかっている<sup>6</sup>。

### (4) コミュニティ・スクールの意義、役割

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、改めて学校・家庭・地域の役割分担や連携・協働することの重要性が浮き彫りとなった。校長や教職員だけではなく、保護者や地域住民等が「当事者」として学校運営に参画し、目標の共有・その目標達成のための対話・協働、そして評価する令和型の新たな学校改革が必要となる。そのた

<sup>2</sup> 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校。

<sup>3</sup> この他にも学校運営協議会委員の任命に関する校長の意見申出を規定したほか、複数校で1つの協議会を設置することを可能にする等の改正を行っている。

<sup>4</sup> 学校組合を含む。

<sup>5</sup> 9,788校の内訳は、幼稚園237園、小学校5,884校、中学校2,721校、義務教育学校76校、高等学校668校、中等教育学校3校、特別支援学校199校。

<sup>6</sup> 学校種別の導入率は、幼稚園7.8%、小学校31.0%、中学校29.5%、義務教育学校62.8%、高等学校18.9%、中等教育学校9.1%、特別支援学校18.3%。

めには、スクール・ガバナンス<sup>7</sup>を確立し、自律的な学校への転換が必要であり、そこにコミュニティ・スクールの意義がある。

- スクール・ガバナンスが確立されていることで、災害や感染症の感染拡大のような困難な状況においても保護者や地域住民等の理解と協力を得て、混乱なく安定した学校経営を行うことができる。また、学校、家庭、地域が課題を共有した上で、学校運営協議会において、学校の多様な業務の見直しを行うことにより働き方改革にも資するものとなる。
- 生徒指導上の問題の根底には、児童生徒のコミュニケーション能力の低下と直接体験の不足があるとも考えられ、コミュニティ・スクールにおいて、家庭や地域の支援を得て補っていくことが必要となる。また、コミュニティ・スクールを通じて、地域の大人達と関わり、社会を身近に感じられる多様な体験を通して、子供達の学ぶ意欲の向上、将来への目的意識の醸成にもつながるものとなる。
- 震災復興の中でコミュニティ・スクールは非常に重要な役割を果たした。安全・安心な学校づくりや防災活動に地域との協働は確実に欠かせないものであり、コミュニティ・スクールが重要な役割を果たす。
- 学校運営協議会は、委員と学校が共に学校運営を担うものであり、校長の決断や取組を後押しし、学校運営や学校経営を支え・強化する仕組みである。特に、昨今の新型コロナウイルス感染症対応の際など、様々な判断を瞬時に行う必要があるときに学校や校長の決断を支え、大きな後ろ盾となるものである。また、地域住民等の意見も踏まえた上で合意形成が図られるので、地域住民等の当事者意識や参画意識を高めることにもつながるものである。コミュニティ・スクールは、学校改善のツールとして、全ての学校に求められる機能である。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現を通して、新しい時代に必要となる資質・能力を子供たちに育むためには、コミュニティ・スクールを活かした学校運営が重要である。また、コミュニティ・スクールの機能を活用することで、学校と地域が目標を共有し、特色ある教育課程を再編し、地域の人的、物的資源を活用した教育活動を展開することができる。また、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて学校と地域が連携するに当たって、学校運営協議会や地域学校協働活動がどのように関わり、どのような役割を果たせるかを改めて検討することも重要である。

---

<sup>7</sup> 校長のリーダーシップの下、組織として教育活動に取り組む体制を整え、学校組織のマネジメント力を発揮するとともに、保護者や地域住民等と学校運営の目標を共有し協働しながら、自律した学校運営を行っていくこと。

- 一方で、学校運営協議会において、学校からの一方的な説明が中心となり、地域住民等の積極的な学校運営への参画が必ずしもできていない等の事例も聞かれる。学校評価と学校運営協議会を連携させ、学校の透明性の確保・説明責任を果たし、保護者、地域住民等のそれぞれの声を学校運営に反映させ、学校運営の改善につなげることで、子供たちにとって本当に魅力のある学校づくりができることになると考えられる。

## (5) コミュニティ・スクールの導入理由及び成果と導入面における課題

- 令和2年度に文部科学省が実施した「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究」(以下「令和2年度調査」という。)によると、教育委員会がコミュニティ・スクールを導入した理由については、平成27年度に実施した調査<sup>8</sup>と比較すると、「学校改善に有効と考えたから」、「教育課程の改善・充実に有効と考えたから」の割合が増加しており、スクール・ガバナンス改善や学びの質向上に資するものと捉えている傾向が見られる。また、コミュニティ・スクール導入により校長が感じている成果については「学校と地域が情報を共有するようになった」、「地域が学校に協力的になった」、「特色ある学校づくりが進んだ」という割合が高くなっている。
- 一方で、未導入の教育委員会の理由は「学校評議員制度や類似制度があるから」「地域連携がうまく行われているから」とする割合が圧倒的に高くなっている。これらの取組は地域と学校の協働関係・信頼関係の土台となる取組であるが、これらを基盤としながら、最終的には組織的・継続的な体制が構築されるコミュニティ・スクールに発展していくよう、その在り方を検討する必要があると考えられる<sup>9</sup>。

## **2. コミュニティ・スクール推進のための方策**

- 令和2年度調査によれば、教育委員会が学校運営協議会の導入及び効果的な運営の継続において重要であると考えている事項は、「校長が学校運営協議会の意義を十分に理解していること」、「学校運営協議会の委員として適切な人材が確保できること」のほか、「地域学校協働活動推進員等のコミュニティ・スクール担当コーディネーターが配置されること」、「地域学校協働本部等との一体的推進を図ること」とする割合

<sup>8</sup> 平成27年度文部科学省委託調査研究「学校の総合マネジメント力の強化に関する調査研究」。

<sup>9</sup> 令和2年7月時点で、いわゆる「学校運営協議会の類似の仕組み」を設置している公立小学校、中学校、義務教育学校数は6,819校。「類似の仕組み」とは、法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体をいう。

が高くなっている。

- コミュニティ・スクール推進のためには、仕組みの良さや強み、意義・必要性について行政関係者・学校関係者・地域住民等が広く十分に理解していくことが継続性の観点からも重要となる。コミュニティ・スクールが何故必要なのか、教育長を始め教育委員会、校長、地域住民等も語れるよう、理解促進の方策についての検討が必要である。
- 学校運営協議会を設置していない学校にこれからどのように導入を進めるかという観点はもとより、学校運営協議会を置くことのメリットを含めて、よりよい学校運営協議会を作るには何が必要か検討することが必要である。
- 学校運営協議会を形だけ設置するのではなく、子供たちの豊かな学びにつながる、地域も元気になるというような、それぞれの地域にあったコミュニティ・スクールが展開されることが重要である。
- また、コミュニティ・スクールは仕組みであり、様々な立場の関係者が目指す姿を共有することが必要である。
- 学校が様々な課題に対処しながら、「令和の日本型学校教育」を実現していくためには、校長のリーダーシップの下、学校組織のマネジメント力の強化を図ることが必要であり、その際、校長がコミュニティ・スクールの意義を十分に理解しながら、学校運営の改善に資するものとなるよう効果的に活用していくことが重要である。
- コミュニティ・スクール推進のため、各自治体の状況を踏まえながら、導入初期、導入中期など各段階に応じて、以下（１）から（５）の項目を順次進めていくことが必要であり、国には推進のための支援をしていくことが求められる。

#### （１） コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針の承認等を通じ、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ちながら学校運営に参画する仕組みであり、学校運営を協議する場でビジョンや課題を共有し、それぞれの役割を明確化しながら学校運営の改善を図っていくものである。一方、地域学校協働活動は、地域と学校とが目標を共有し、連携・協働して子供たちの成長を支える取組である。その活動を推進するための体制である地域学校協働本部は、幅広い地域住民や団体等の参画により形成された緩やかなネットワークであり、①コーディネート機能、②多様な活動、③継続

的な活動という3つの要素を持っている。

- コミュニティ・スクールは地域とともにある学校づくりのために有効な仕組みであり、地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく必要性が高まったことから、平成29年の法改正において、学校運営協議会の役割として学校運営への必要な支援に関する協議の機能が追加されるとともに、地域学校協働活動の調整等を担う地域学校協働活動推進員等を学校運営協議会委員に任命することが規定された。
- また、学校を核とした地域づくりの実現のため、同時期の平成29年の社会教育法の改正において、地域と学校が相互にパートナーとして地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動を「地域学校協働活動」として定義し、教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動推進員の委嘱に関する規定が整備されている。
- 学校づくりの仕組みでありスクール・ガバナンスの改善にも資するコミュニティ・スクールと、次世代育成を軸とした地域づくりの役割も担う地域学校協働活動がそれぞれの機能や役割を踏まえつつ、両者が一体的に推進されることが必要である。これは学校をめぐる諸課題に地域住民等の参画・理解を得ながら迅速に対応していくための基盤となりうる機能であり、コミュニティ・スクールを前提とした地域学校協働活動とコミュニティ・スクールが一体的に推進されることにより、様々な活動に地域住民等の参画を得ながら、子供たちの多様な体験や学習機会等を提供することができ、全ての子供たちの健やかな成長を育むことにつながるとともに学校の機能の高度化も期待される。また、参画する地域住民等にとっての学びや地域コミュニティの再構築にもつながるものである。学校と地域が特色を生かし、地域全体で子供たちを育む体制を構築していくためにも、両者の一体的推進は不可欠であり、全国におけるコミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部の整備を推進する必要がある。
- さらに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進とは具体的に何かを見える化し、教育委員会の中でも共通理解を図った上で、本来的な学校運営協議会の機能の充実を図りながら、学校づくりや地域づくりにどのように力を発揮できるかを示していく必要がある。また、始めから完成形というものはなく、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動もそれぞれ成長、進化していくものである。



## (2) 円滑な導入のための都道府県教育委員会等による伴走支援

### (総論)

- 令和2年度調査によれば、教育委員会による「(学校教育所管と社会教育所管の)部局の垣根を超えた支援」、「地域住民への説明・意見交換の実施」、「教育委員会の定期的なアドバイス」、「統括コーディネーターの配置」等の支援策が行われている学校では、コミュニティ・スクールが有益だと強く感じている学校の割合が高い傾向が見られる。
- 施策を推進する各教育委員会の行政担当者、学校の管理職、教職員等がコミュニティ・スクールの必要性や有効性を正しく理解することが必要である。そして、学校や地域に任せるだけでなく、都道府県教育委員会、市町村教育委員会の各段階における積極的な働きかけや継続的な支援体制を構築することが必要となる。
- コミュニティ・スクールの導入は各学校、各市町村教育委員会の取組はもとより、各都道府県教育委員会が推進気運を高め、方向性を明示し、学校教育と社会教育が連携した施策を展開することが重要である。

### (人材配置)

- コミュニティ・スクールの導入を牽引してきた退職校長等を都道府県教育委員会にアドバイザーとして配置し、各市町村教育委員会に派遣しながら、各学校運営協議会へ助言・支援をすることにより、都道府県レベルでの推進体制を構築することが効果的である。
- 全ての都道府県教育委員会が、コミュニティ・スクール導入に向けてリーダーシップを発揮している状況ではない中、学校、市町村教育委員会、都道府県教育委員会が同じ方向性で進めていくことが重要である。そのためには、都道府県教育委員会から市町村教育委員会へのアドバイザー派遣等、人的な支援も必要となる。
- コミュニティ・スクールの導入段階に応じて的確なアドバイスができる人材が重要である。

## (3) コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の総合調整・事務局機能を持つ人材の配置・機能強化

### (総論)

- 地域学校協働活動推進員は、地域住民等と学校との情報共有や地域学校協働活動を行なう地域住民等に対する助言や援助を行い、地域と学校をつなぐ総合的な企画・調

整の役割を担う<sup>10</sup>。また、学校運営協議会の委員として学校運営にも参画することができる<sup>11</sup>。

- 令和2年度調査によれば、コミュニティ・スクール導入校に対して地域学校協働活動推進員等が配置されている場合、そうでない場合に比べて、「特色ある学校づくりが進んだ」、「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」、「教職員が子供と向き合う時間が増えた」、「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」とする割合が多く見られた。また、地域学校協働活動推進員等のコーディネーターが配置されている学校の方が、「学校運営協議会の活動が学校運営に有益である」と感じている割合が高い傾向にある。

#### (人材配置・機能強化の必要性)

- 地域学校協働活動推進員等のコーディネーターやコミュニティ・スクールの運営に係る業務を担う人材がない場合、あらゆる調整を教職員が担い、新たに多忙化を招いてしまうケースがあり、学校の働き方改革につながらないばかりか、コミュニティ・スクールが効果的に機能しない原因となる。このことから、総合調整や事務局機能を担う人員の配置が必要となる。
- コミュニティ・スクールの運営に係る様々な業務を担う地域人材として、平成27年度予算から「CSディレクター」の仕組みが活用されていたが、令和3年度予算からは地域学校協働活動推進員等が担うものとして支援しているところである。今後、地域学校協働活動推進員等が、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の総合調整役として、事務局機能等を含めた全体の企画・運営を担う者としての機能強化が必要であり、コミュニティ・スクールの円滑な運営や内容の検討、効果的な広報など、求められる機能が果たせるよう、地域学校協働活動推進員等の配置促進や十分な活動時間・活動日数を確保し、持続可能な環境を整えることが必要となる。
- 地域をよく知る地域学校協働活動推進員等のコーディネーターが地域ネットワークを広げつつ、機動的に学校と地域を繋げる活動を進めていくことはますます必要となる。
- コミュニティ・スクールの本来役割は、スクール・ガバナンスへの地域参画にある。

---

<sup>10</sup> 社会教育法第9条の7において、「地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。」と規定されている。

<sup>11</sup> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5において、「地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者」を教育委員会が学校運営協議会委員に任命することが規定されている。

地域学校協働活動推進員だけではなく、学校運営協議会のコーディネーター機能を強化する必要がある。その際、各自治体の実態に応じてコーディネーターができる人材の育成が必要であり、さらに、学校教育を理解したコーディネーターの配置が望まれる。

- 一定の地域を統括する役割を担う地域学校協働活動推進員等の役割も重要である一方、学校ごとに担当する地域学校協働活動推進員等がいることで学校と直接的な連携がとりやすくなる。また、1校に複数の地域学校協働活動推進員等を配置することができれば、お互いの活動を補完することが可能となる。
- 地域学校協働活動推進員等と教職員の連携は重要である。地域学校協働活動推進員等のコーディネーターも学校関係者の一員であることを教職員が認知する機会を作るとともに、地域学校協働活動への理解を深める機会が必要となる。

#### (持続可能な活動のための財政支援の必要性)

- コミュニティ・スクールの運営に当たって、関係者との連絡調整や企画運営等の役割を担う人材が中学校区ごとに1名ずつ配置されていることによって、学校運営協議会の運営業務が円滑に行われることになり、このような人的配置への公的支援拡充が必要である。
- 地域学校協働本部の活動には地域学校協働活動推進員等の配置が必要であり、これらの人材への報酬や交通費、消耗品費等の必要経費の措置がなされることで、持続可能な活動への意欲が生まれる。
- 無報酬や持ち出しで活動している地域学校協働活動推進員等のコーディネーターもいると聞くと、権限や責任を持たせるためには、様々な活動形態に応じた報酬が支払われる必要がある。

#### (4) 地域学校協働活動推進員等の資質向上

##### (総論)

- 全国都道府県教育長協議会調査(平成31年3月)<sup>12</sup>によると、コーディネーターを配置したことによる成果・効果として、「学校と地域の関係性が深まった」、「各地域の特色を生かした教育活動が見られるようになった」、「学校と地域が連携・協働した教育活動の継続性につながった」などが挙げられる。また、今後必要と考えるコーディネーターの養成・育成の在り方として、「コーディネーター間で情報交換できる機会

---

<sup>12</sup> 全国都道府県教育長協議会第2部会「地域と学校の連携・協働におけるコーディネーター機能の強化・充実～今後、求められるコーディネーターの在り方～」

の設定」、「研修等の計画的な実施」、「自治体を実施する研修等への支援の充実」が挙げられる。

- 地域学校協働活動推進員等は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を効果的に進めていく上で中核を担う人材であり、総合調整や企画運営を行う役割を担う者として、地域と学校の連携・協働に関わる幅広い知識や技能を身に付けることが求められる。
- また、コミュニティ・スクールが効果的に機能していくためには、学校運営協議会委員が識見を持って、積極的に学校運営に参画していく必要があり、学校運営協議会委員の資質向上も求められる。

#### **(研修・交流機会の充実等)**

- 地域学校協働活動推進員等の資質向上のために、初任者・中堅・ベテランのように活動ステージに応じた段階的・体系的な研修の実施が重要であり、一定の研修を受けた後、更にスキルアップ研修を受けることにより、学校運営協議会の中でも中心的な役割を担うことができる。
- 他校の地域学校協働活動推進員等との交流や情報共有機会を設けて実践事例を共有することも有効である。初めからコーディネーターとなりうる能力を身に付けている地域住民は多くなく、研修や交流を経てスキルが磨かれていくものという理解が大切である。
- 都道府県教育委員会がコーディネーター養成講座を実施し、講座の修了者を、地域学校協働活動の推進の核となる人材となってもらよう育成していくことが重要となる。
- 文部科学省や都道府県教育委員会が実施する研修の情報が地域学校協働活動推進員等まで届いていないという声も聞かれることから、丁寧な情報提供が必要である。
- 地域学校協働活動推進員等が学校運営協議会の委員となり、学校運営協議会において熟議を通して目標を共有し、地域学校協働活動の実践を紹介するなどを経て双方向の理解が進み、一体的推進が実現する。地域学校協働活動推進員等は年数が長くなるにつれ、学校運営協議会の場でもファシリテート力を発揮してきている例もある。
- 学校運営協議会委員に対しても、教育委員会で行う研修等の参加を促したり、関係者との交流機会の場を設けることなどにより、情報や知識の共有を図り、その資質向上に努めることが必要である。

## (5) その他

### (教育委員会としての支援策)

- 教育委員会として、コミュニティ・スクールに関する情報発信や情報提供を行なうことや、手引書や実践集を発行するなどによる周知、また、教育委員会事務局職員が学校運営協議会にオブザーバー参加するなどによる支援も効果的と考えられる。

### (導入促進のための支援)

- 財政的な理由から導入に消極的な教育委員会や、導入しても財政面を理由に、学校運営協議会委員の人数や会議回数を制限している場合もあり、効果的な学校運営協議会を継続させるためにも様々な支援が必要である。

### (コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の拠点確保)

- 地域コミュニティの拠点となる学校の中に、教職員と地域住民等が協働し、ともに創造的な活動を企画・立案・実行していくための空間（場）を設けることで、日常的な情報が共有され、地域と学校をつなぎ社会総掛かりで子供たちを育てる拠点となりうる。併せて、その場で地域学校協働活動推進員等が活動しやすい環境を整えられるよう、工夫が必要である。

### (地域運営組織との連携)

- 地域運営組織とは、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織である。地域運営組織が形成<sup>13</sup>され、日頃からコミュニケーションが取られている地域では、コミュニティ・スクールの推進に当たり、学校や地域が地域運営組織と連携することで地域とともにある学校づくりの基盤の形成にもつながる。その際、学校と地域が目標を共有しながら、連携協力体制を構築していくことが重要である。

### (関係部署の連携)

- 教育委員会内において、コミュニティ・スクールを所管しているケースが多い学校教育所管課と、地域学校協働活動を所管しているケースが多い社会教育所管課が連携できていない場合には、相互の情報提供や相談体制を整えることが重要である。
- コミュニティ・スクールと地域運営組織が連携する際には、それぞれを所管する教

---

<sup>13</sup> 自治会等の地縁的なつながりを基盤として、見守りや買物支援、配食などの共助活動を実践。総務省「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」によると、令和2年度の組織数は全国で5,783組織（802市区町村）。令和元年度から547組織増加、平成28年度に比べて約2倍に増加している。

育委員会と首長部局の関係部署が連携することにより、教育ビジョンと地域ビジョンの融合が図られ、地域とともにある学校づくりにもつながることとなる。

#### (首長の理解、首長や首長部局へのアプローチ)

- 首長の立場からは、地域と学校の連携はとても望ましいことと考えられる。地域と学校が互いに胸襟を開いて意見交換をしながら学校運営がなされていくことが大切である。
- コミュニティ・スクールは、学校運営に関するだけでなく、地域住民等が関わり地域の課題や目標も共有されることから、地域の課題解決にも資する取組ともなりうるものであり、地域コミュニティの創生、まちづくりにもつながりうるため、市民参画の有効な手段として、関係団体とも協力しながら首長にも働きかけていくことが求められる。
- コミュニティ・スクールは全国各地で様々な取組が実践されている一方、その存在そのものが首長に知られていないという場合が少なくない。例えば、行政においても首長や地域づくり関係部局等、重要な関係者への周知・広報は重要である。
- 都道府県教育委員会から市町村の首長への直接的な働きかけにより有用性の理解を深めることや、首長及び首長部局との協議の場を設け、実際の活動現場の視察を行うなど、理解促進が重要である。
- 総合教育会議により、以前よりは首長や首長部局が教育に関わるようになったと考えられるものの、コミュニティ・スクールは地域社会にも関わる話であるため首長は実態を知ることが必要であり、総合教育会議の活用も含め、知ることができる工夫が必要となる。

#### (成果・効果を踏まえた事例の横展開)

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大という状況において、コミュニティ・スクールがある地域こそ学びを止めない状態であるべきだが、実際にはコミュニティ・スクールの本来的な機能を十分に果たせていないため、難しい状況にあった学校、地域もあった。コミュニティ・スクールだったからこそ、この時期に学びを止めなかった事例を広げていくことが重要である。
- コミュニティ・スクールの成果や効果を一般論で語るだけではなく、失敗例等も含めて個別具体的な事例を学校関係者や行政関係者が共有できる仕組みも検討が必要ではないか。
- コミュニティ・スクールの形態は中山間地の小規模校と都市部の大規模校で一律に

同じ運営ができるものではないとも考えられるので、各地域の事例をグループ分けして、各地域の実情に応じた方法を提案することも考えられる。

### 3. 今後の検討事項（案）

以下の項目については、これまでの議論における意見を集約したものであり、今後議論の必要がある論点である。

#### (1) これからのコミュニティ・スクールの在り方

##### (総論)

- コミュニティ・スクールは学校運営の在り方、学校そのものを見直すものである。教職員や学校運営協議会の委員だけではなく、社会総掛かりで教育に関わり、誰もが地域の教育の担い手であるという風土を作っていくためのものという原点を押さえるべきである。
- コミュニティ・スクールは立ち上げることがゴールではなく、継続性を持つ仕組みとして地域に根差したものとしていくことが重要である。
- コミュニティ・スクールの導入の必要性だけではなく、法律に基づかないいわゆる「類似の仕組み」のポリシーや哲学も分析する必要があるのではないか。
- 第三期教育振興基本計画にあるように、1日でも早く全ての公立学校で学校運営協議会を導入すべきではないか。
- 学校運営協議会の導入率が高い地域でも形骸化していることも考えられるので、形骸化させないための仕組みを視野に入れた導入や展開が必要である。
- 今後全国化に向けて、更にコミュニティ・スクールの導入促進を図るために、その制度的な在り方についても検討が必要である。

##### (これからのコミュニティ・スクールに求められる役割・機能)

- コミュニティ・スクールは、セクターを超えたつながりで社会課題を解決していくという実践を積み重ねてきたものである。これまでの取組で得られた様々な知見を今後のコミュニティ・スクールの発展へ生かしていくことに大きな可能性を持っている制度と考えられる。
- 学校の課題について地域と学校が問化して共有し、互いにアイディアを出していけ

るような機能や体制を持つことが重要である。

- コミュニティ・スクールの在り方を考えるに当たり、地域学校協働活動や社会教育主事、社会教育士<sup>14</sup>の役割も重要である。地域学校協働活動を盛んにしていくためには、その学校の周りに豊かな社会教育の活動があることが重要であり、社会教育主事や社会教育士の状況も念頭に置いて議論をしていく必要がある。学校そのものだけでなく、その周辺の社会教育の状況も議論が必要ではないか。

## (2) 「社会に開かれた教育課程」の実現において担う役割

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けてコミュニティ・スクールの役割は大きい。教育目標の具現化に向けて、学校として育成を目指す児童生徒の資質・能力について学校運営協議会で話し合うことは、「社会に開かれた教育課程」の実現につながる。
- また、実社会との接点を重視した課題解決型（PBL）の学びを進めるためには、学校と地域との連携が不可欠である。この時に、コミュニティ・スクールという制度が大きな役割を果たすことが期待される。
- 「社会に開かれた教育課程」へのコミュニティ・スクールの関わりや役割については、今後の検討における重要項目であり、更なる議論が必要である。

## (3) 学校評価<sup>15</sup>とコミュニティ・スクールの関わり

- 学校評価は目的ではなく手段であるもの。各学校で重点的に取り組むべき目標を具体的かつ明確に定め、その達成に即した評価項目・指標等を設定し、自己評価の結果を踏まえつつ、学校運営協議会や学校関係者評価等において具体的な意見を聞きながら、学校改善につなげることが必要である。
- 一方で、現状の学校評価は十分な学校改善につながっていない場合もあるとの指摘がある。学校運営協議会の設置を踏まえ、コミュニティ・スクールとして、学校関係者評価を学校運営の評価・改善サイクルの充実に確実につなげていくことが今後求め

---

<sup>14</sup> 社会教育の専門的職員（社会教育主事）になるための講習や養成課程の修了者に与えられる称号。社会教育主事講習等規程の改正により令和2年度から施行。

<sup>15</sup> 各学校は法令上、①教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること（学校教育法施行規則第66条）、②保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること（同規則67条）、③自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること（同規則68条）、が必要となる。



られるのではないか。

- 例えば、学校運営協議会と学校関係者評価の一体的な運用の事例として、学校運営協議会の中に学校評価部会を設置することや、教育課程の内容について保護者、地域住民、教職員、児童生徒にアンケートを行い、学校運営協議会において、評価の低い事項について次年度以降どのように改善していくかということをフィードバックすることなどが挙げられる。このような取組により学校運営協議会そのものの認知度も高まっているという事例も見られる。
- また、学校運営協議会と学校関係者評価の一体的な運用を進めることにより、教育目標等の検討においてもコミュニティ・スクールが役割を果たすことを確認することが必要ではないか。

#### (4) いわゆる「類似の仕組み」について

- コミュニティ・スクールの類似の仕組みについて、法的に定められている学校運営協議会とどのような効果の違いがあるか、また類似の仕組みをどのように充実・発展させていけるか検討が必要ではないか。
- コミュニティ・スクールが導入されていなくても、別の形で地域との連携がされている学校もあり、必ずしも数値では見えない部分があるのではないか。
- コミュニティ・スクールの類似の仕組みについて、地域によっては地域と学校との連携を進める上で一定の役割を果たしている部分もあるが、法律に基づく学校運営協議会への移行を検討するに当たって、円滑に移行できるよう、関係者の更なる理解促進やそのための様々な支援が必要である。
- 類似の仕組みは、地域と学校の協働関係・信頼関係の土台となる取組であるが、これらを基盤としながら、最終的にはコミュニティ・スクールに発展していくよう、その在り方を検討する必要があると考えられる。
- 法律に基づく学校運営協議会へ移行するにしても、各地域の実情を踏まえて、数年の経過措置を設けながら段階的に進める必要があるのではないか。

#### (5) 高等学校等における取組

- 地域と学校が目標を共有し、ともに子供たちを育てる「地域と学校の連携・協働」

の取組は、全ての学校種に広げていく必要があり、現在取組が進んでいる義務教育段階のみならず、以下の学校種においても取組を進めていく必要がある。

#### (高等学校について)

- 高等学校において、学びの場を地域に広げることで、大人の想像をはるかに超えて子供たちが成長、変容するとともに、学校経営の可能性や視野の広がりが、学校運営協議会を導入することによって非常に確かなものになったという事例も見られる。
- 高等学校では生徒の通学区域が広域であること、各学校の学びやテーマも様々であるという専門性などから、企業・関係機関等を含めた多様な連携先を地域と捉え、「テーマ・コミュニティ」として取組を進めている地域もある。併せて、地域と密接な連携を図りながら取組を進める「エリア・コミュニティ」の側面も持つことが高等学校の特徴である。
- 高等学校と地域社会や高等教育機関等との連携・協働を推進する体制が非常に効果的に機能している事例では、ビジョンの共有が行われている。県立高校においては、コミュニティ・スクールに対して予算等の資源を提供していない市町村がどこまで関わってよいのかわからないという点も課題としてあるのではないかと。

#### (特別支援学校について)

- 障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加していくためにも、特別支援学校においても、コミュニティ・スクールの導入を促進し、医療や福祉等関係機関との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用しながら、地域との連携・協働を一層推進していくことが求められる。

#### (幼稚園等について)

- 幼稚園においても、幼児教育推進体制の整備を推進し、地域の小学校等とも連携しながら、コミュニティ・スクールの導入や、幼児教育施設において地域学校協働活動の充実を進めていくことが重要である。

### (6) コミュニティ・スクールに係る教師の資質に関すること

- 個々の教職員が組織的・協働的に取り組む力を発揮しつつ、校長のリーダーシップの下、家庭や地域社会と連携しながら、共通の学校教育目標に向かって学校運営がなされることが期待される。また、「社会に開かれた教育課程」の実施に当たり、学校教育を学校内に閉じずに社会と連携しながら実現することが必要であり、教員が地域や家庭等と連携するための地域連携協働力を身に付けることが求められる。

- 教員養成段階においても、学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方、マネジメントの在り方などを計画的に扱うことを後押しすることで、総合的な能力を持つ教職員の育成を図り、コミュニティ・スクールを持続可能な取組にしていくことが重要である。
- 本物の学校運営協議会を継続していくためには、教員養成段階での学びと共に、若手教員から管理職まで研修を重ねながら、学校運営協議会の意義を理解していくことが重要である。その際、任命権者である都道府県教育委員会等における研修の充実が期待される。
- 学校側にも社会教育士等の地域の社会教育行政に係る能力を身に付けた教職員が必要と考えられる。管理職になってからではなく、中堅や若手の段階から社会教育の視点を持つことも学校側には必要であり、それらの人材をどのように養成していくか考えていくことも必要となる。
- 校長は、コミュニティ・スクール推進のキーパーソンとなる。教育委員会が管理職へのマネジメント研修を継続的・計画的に実施するよう働きかけが必要である。
- コミュニティ・スクールに関する理解を深めるため、学校教職員を対象としたキャリアステージに合わせた研修機会の設定が必要である。特に若手教員や中堅教員に対して、コミュニティ・スクールに関する研修体制を確立できるかが重要である。
- 校内研修は重要であり、学校運営協議会へ参加することも、研修の場となるほか、教職員と保護者・地域住民の相互理解・相互信頼に大きな効果がある。
- 地域連携を担当する教職員の研修機会を確保するとともに、活動時間を保障する仕組みの整備が必要である。
- 地域連携担当の教員がいることで、地域学校協働活動を進める上での学校教育内容等についてもアドバイスを受けることができ、地域人材であるコーディネーターとそれぞれ役割分担をしながら活動を進めることができる。
- なお、研修の実施等は、学校の働き方改革の観点を踏まえ、教職員の負担増につながるが無いように留意する必要がある。

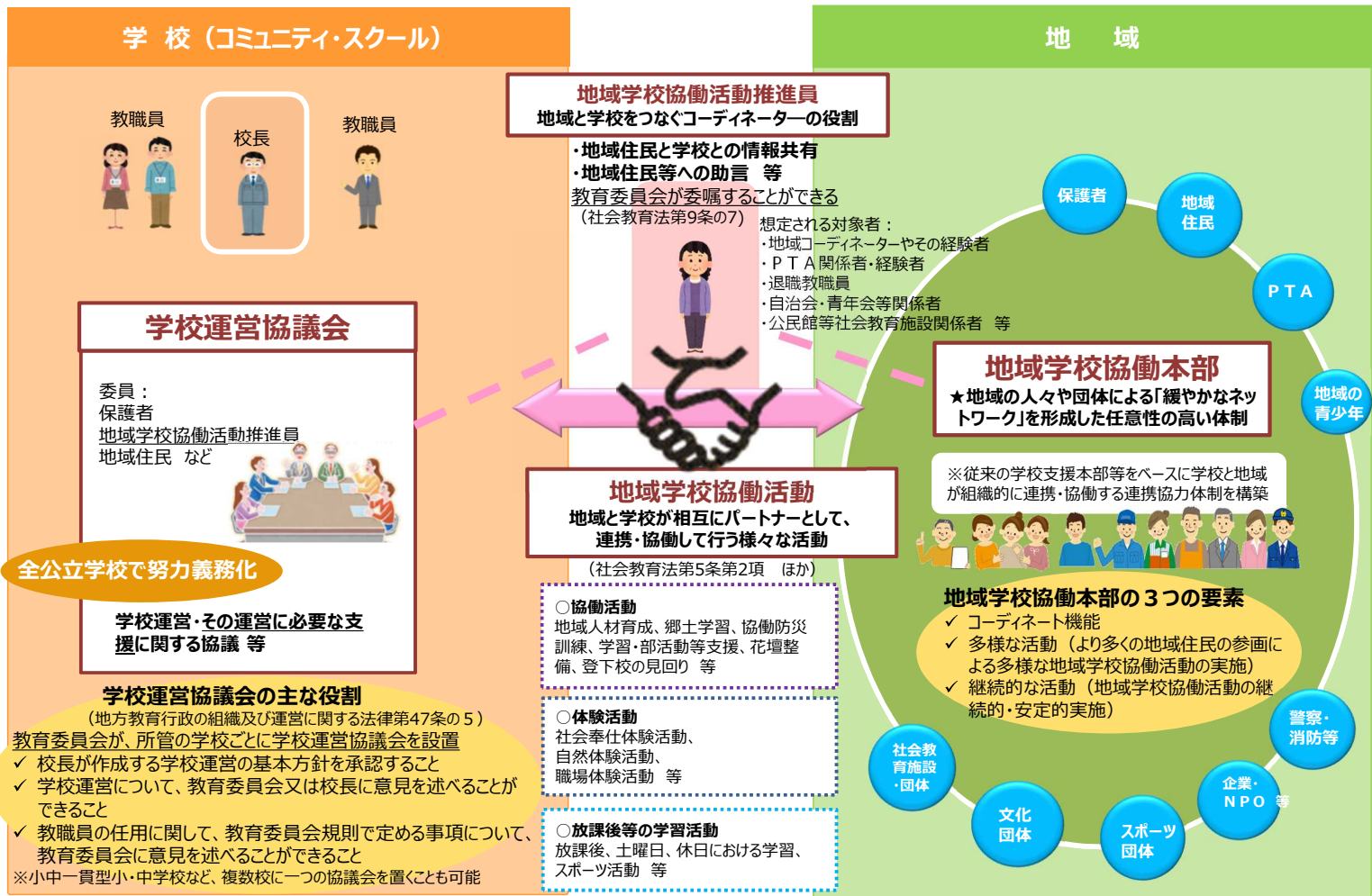
# 参考資料

## 地域と学校の連携・協働について

### 経緯

- **教育改革国民会議報告（平成12年12月）**  
新しいタイプの学校「コミュニティ・スクール」の設置の促進を提言
- **中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営のあり方について」（平成16年3月）**  
地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（地域運営学校）の在り方について、
  - ・地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つ的手段として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置
  - ・保護者や地域住民の学校運営への参画を制度的に保障するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織（学校運営協議会（コミュニティ・スクール））を設置 等
- **地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成16年6月改正、同年9月施行）**  
**学校運営協議会制度創設** 各教育委員会の判断により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を可能とする
- **中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」（平成27年12月）**
  - ・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を推進することや、同活動を推進する「**地域学校協働本部**」を全国的に整備すること
  - ・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、**学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）**を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと等が提言された
- **社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年3月改正、同年4月施行）**
  - 上記の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月）を踏まえ、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するため、
  - ・社会教育法に規定する活動であって、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育てるために行うものを「**地域学校協働活動**」と定義（社会教育法）
  - ・教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、「**地域学校協働活動推進員**」の委嘱に関する規定を整備（社会教育法）
  - ・**学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務化**するとともに、**学校運営に必要な支援**についても協議することを規定（地教行法）
- **第三期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）** ※平成30年度～令和4年度
  - ・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す
  - ・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す

# 地域と学校の協働体制の概要



## 学校運営協議会に関する地教行法の主な改正内容 (地教行法第47条の5 関係)

H29.4.1改正

改正事項	改正前	改正内容
① 学校運営協議会の設置を努力義務化	・協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっていたが、さらなる設置の促進が必要。	・各教育委員会に対して、 <b>協議会の設置の努力義務を課す</b> こととした(第1項関係)。
② 学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	・学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されていたが、 <b>地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく</b> 必要性が高まっていた。 ・委員は、 <b>地域住民や保護者一般のみ</b> が規定されていた。	・協議会において、 <b>学校運営への必要な支援</b> に関する協議も行うよう、役割を見直す(第1項関係)とともに、協議会は、 <b>協議の結果に関する情報を地域住民等に提供するよう努める</b> こととした(第5項関係)。 ・地域学校協働活動推進員(※社教法に規定)等の <b>学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加える</b> こととした(第2項関係)。
③ 委員の任命に関する校長の意見申出を規定	・委員の任命について、校長の関与は特段規定がなかったが、 <b>校長とともに責任をもって学校運営に参画できる人材</b> が必要。	・委員の任命に当たり、 <b>校長が意見申出</b> を行えることとし(第3項関係)、 <b>校長がリーダーシップを発揮</b> できる仕組みとした。
④ 任用に関する意見の柔軟化	・教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、 <b>特段の規定がないことで、抵抗感が強かった。</b>	・どのような事項について <b>教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定める</b> こととした(第7項関係)。
⑤ 複数校で一つの協議会を設置することを可能に	・学校ごとに協議会を設置することとされていたが、 <b>学校間の円滑な接続を図れるようにすること等</b> が必要。	・小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、 <b>二以上の学校について一の協議会を置くことができる</b> こととした(第1項関係)。

※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとした(第9項関係)ほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている(附則第5条関係)

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）（抄）

附則  
（学校運営協議会の在り方の検討）

第五条

政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

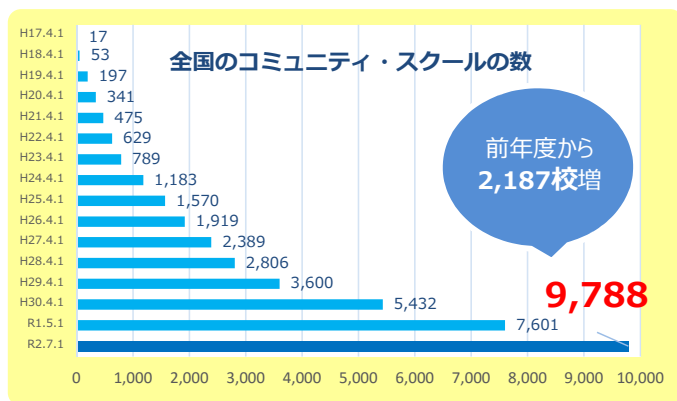
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況 ー 学校数 ー

学校運営協議会を設置している学校数

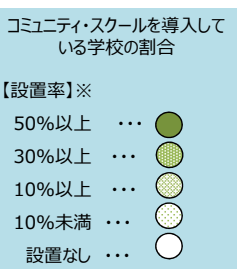
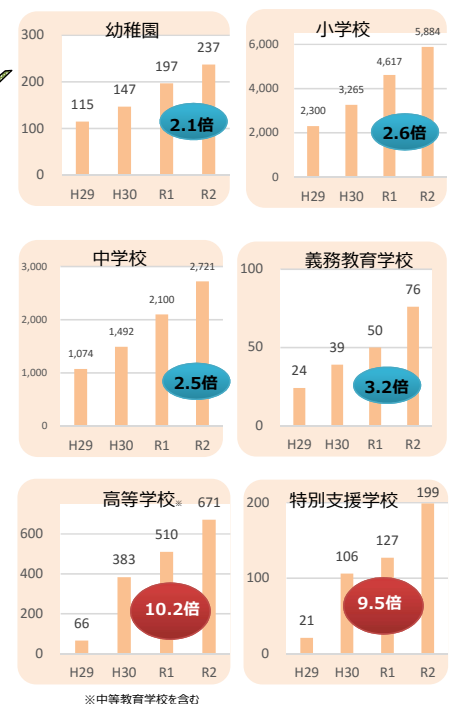
46都道府県内 9,788校（令和2年7月1日現在）

（幼稚園237、小学校5,884、中学校2,721、義務教育学校76、高等学校668、中等教育学校3、特別支援学校199）

全国の学校のうち、27.2%がコミュニティ・スクールを導入



校種別設置状況



※母数は令和2年7月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。  
※ここではコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

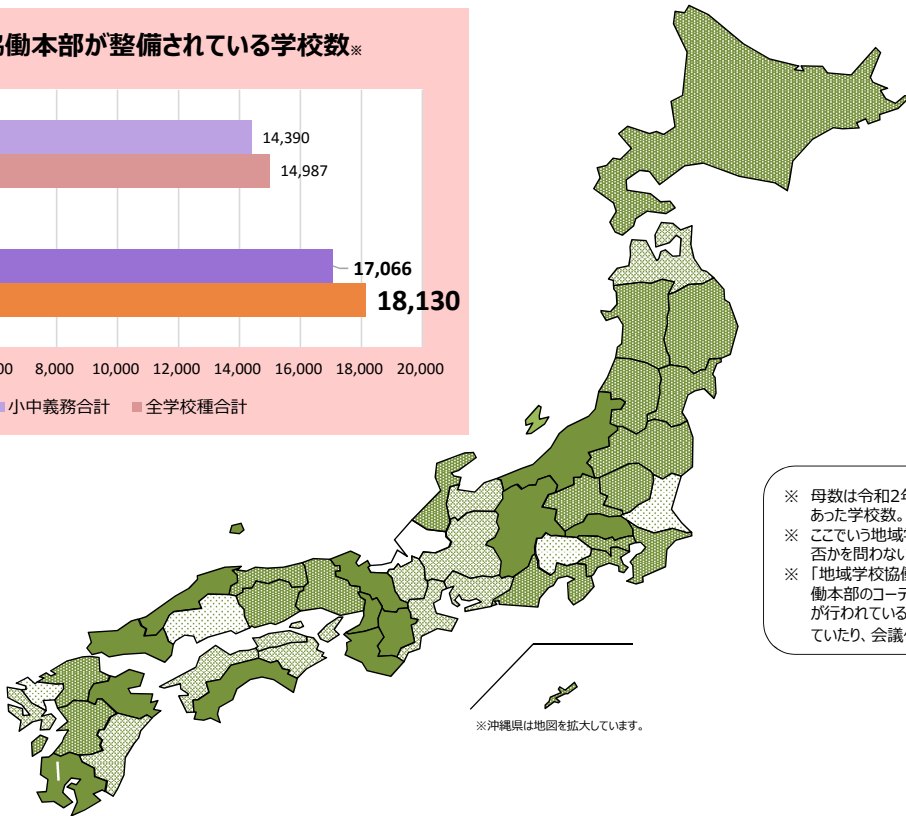
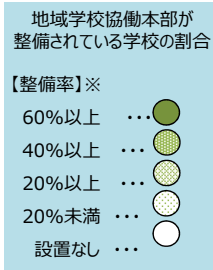
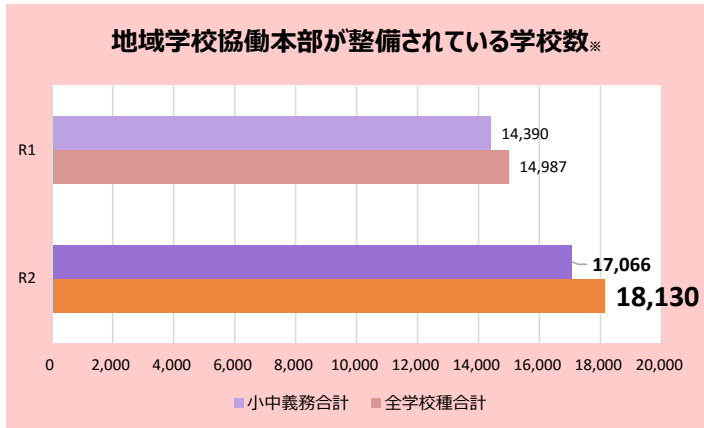
# 地域学校協働本部の整備状況 ー学校数ー

地域学校協働本部が整備されている公立学校数

46都道府県内 **18,130校** (令和2年7月1日時点 (年度内の予定を含む))

(幼稚園500、小学校11,777、中学校5,206、義務教育学校83、高等学校386、中等教育学校2、特別支援学校176)

全国の公立学校のうち、**50.3%**が地域学校協働本部にカバーされている

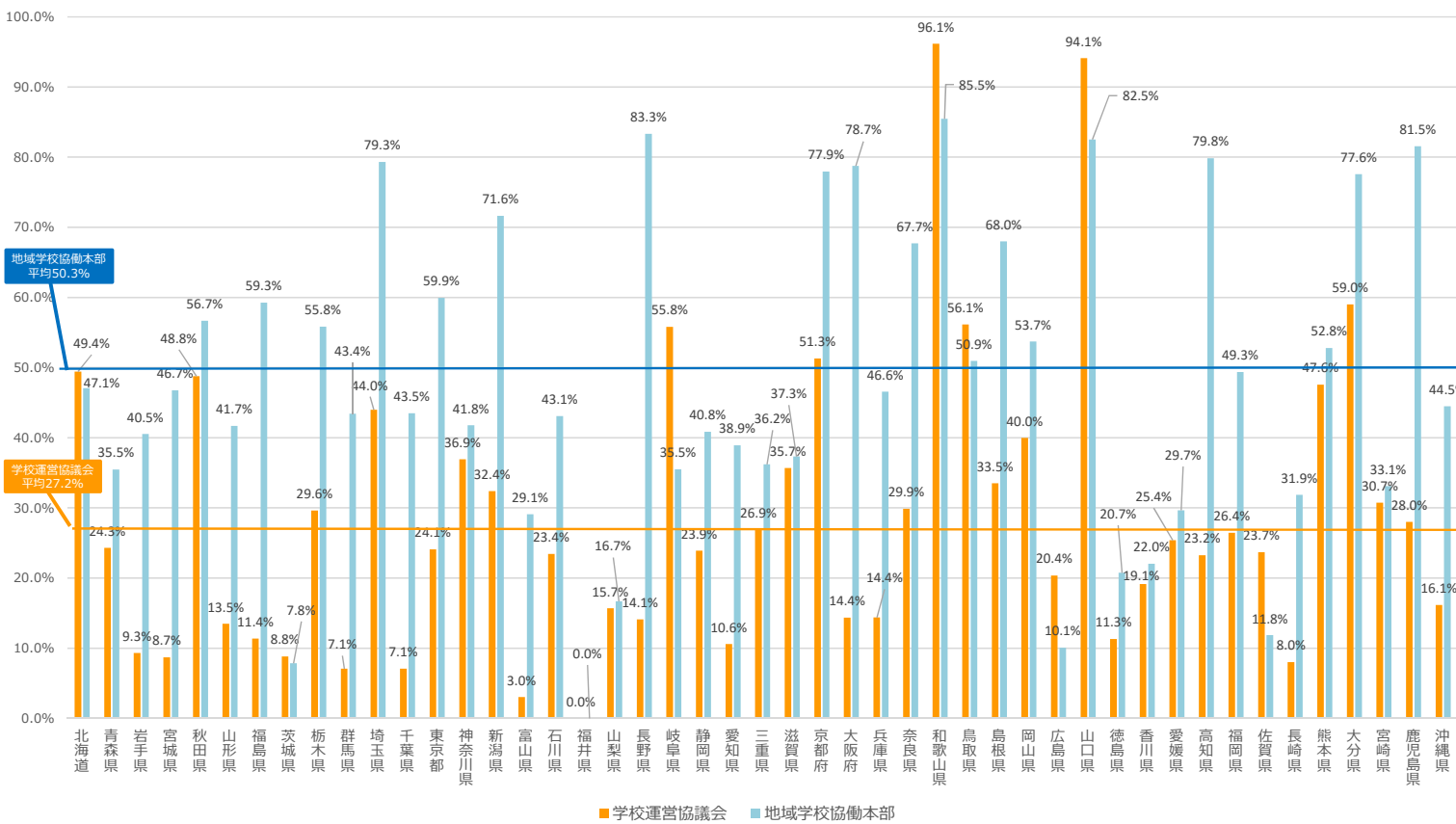


※ 母数は令和2年7月1日調査で各教育委員会から回答があった学校数。  
 ※ ここでいう地域学校協働本部とは、国庫補助による活動か否かを問わない。  
 ※ 「地域学校協働本部が整備されている」とは、地域学校協働本部のコーディネートのもとで様々な地域学校協働活動が行われている状態を言い、必ずしも学校ごとに組織化されていたり、会議体や事務室があるものではない。

※沖縄県は地図を拡大しています。

## コミュニティ・スクールの導入率と地域学校協働本部の整備率 (都道府県別/全学校種)

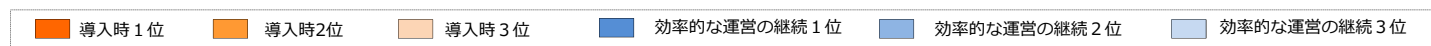
コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 : 9,788校 (幼稚園: 237、小学校: 5,884、中学校: 2,721、義務教育学校: 76、高等学校: 668、中等教育学校: 3、特別支援学校: 199)  
 地域学校協働本部が整備されている公立学校数: 18,130校 (幼稚園: 500、小学校: 11,777、中学校: 5,206、義務教育学校: 83、高等学校: 386、中等教育学校: 2、特別支援学校: 176)



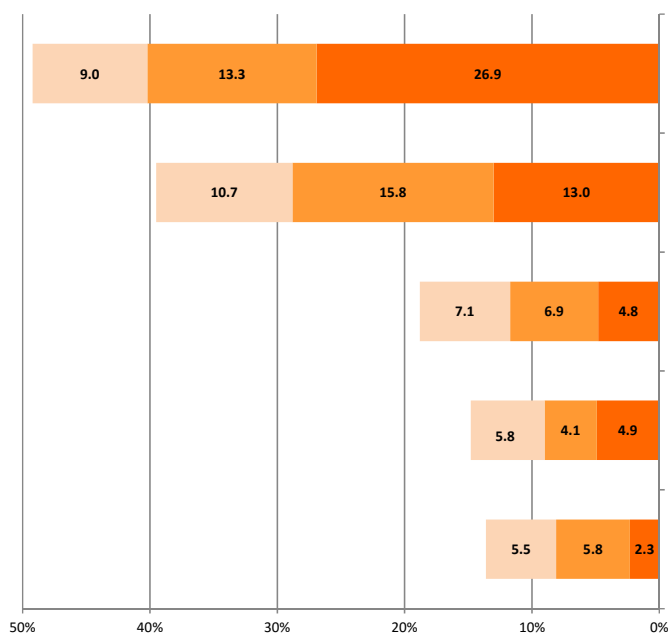
※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。  
 ※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査 (2020年7月1日現在 (地域学校協働本部は年度内の予定を含む)) による。

# コミュニティ・スクールの導入・効果的な運営の継続における重要事項（CS導入教育委員会）

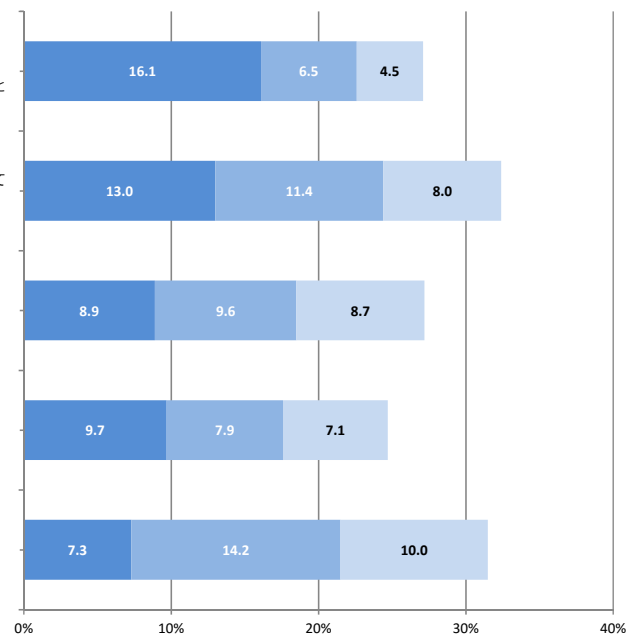
◆ 教育委員会が学校運営協議会の導入・効果的な運営の継続において重要であると考えている事項は、学校運営協議会に関わる校長の理解や適切な人材を委員とすることのほか、地域学校協働活動推進員のようなコーディネーターの配置や、地域学校協働本部の一体的な推進とする割合が高い。



学校運営協議会の導入時における重要事項



学校運営協議会の効果的な運営の継続における重要事項

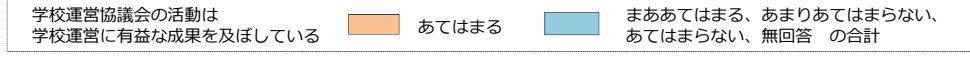


【CS導入教育委員会の回答】

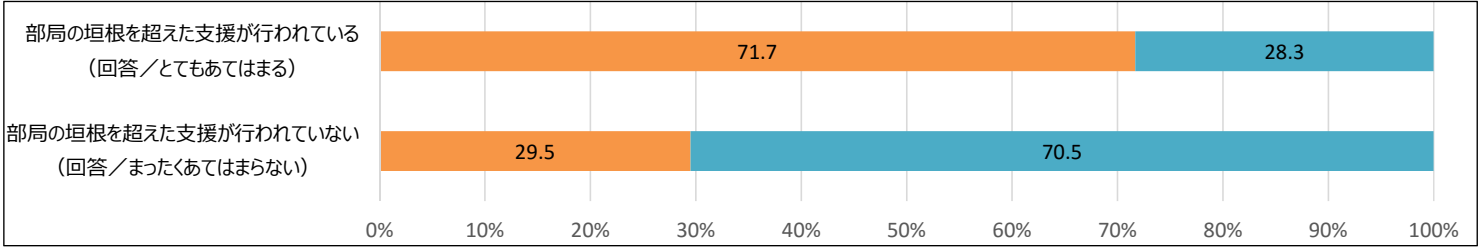
（令和2年度学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究 報告書）

## 教育委員会による支援策とコミュニティ・スクールが有益だと強く感じている学校の関係（CS導入校）

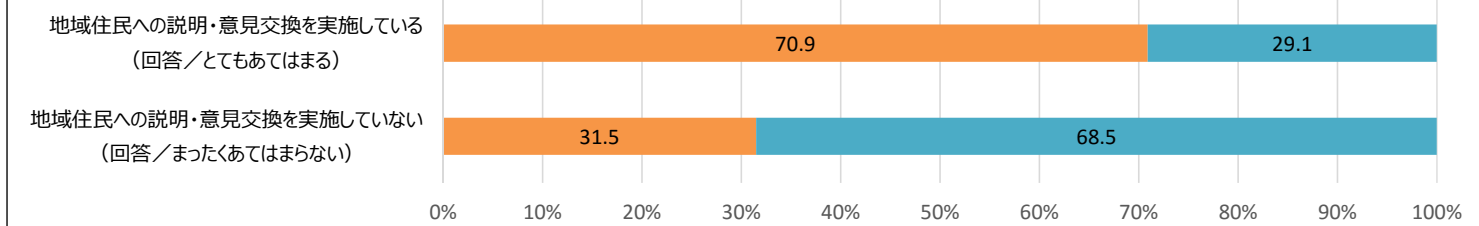
✓ 教育委員会による支援施策・事業に対する認識との関係を見ると、いずれの項目においても「とてもあてはまる」と回答した学校では学校運営協議会の有益さに対する実感の割合が高い傾向がある。



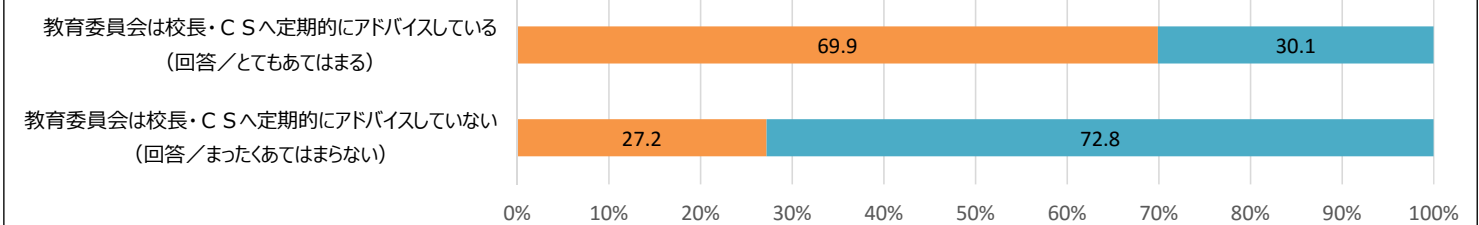
### 部局の垣根を超えた支援



### 地域住民への説明・意見交換の実施



### 教育委員会の定期的なアドバイス

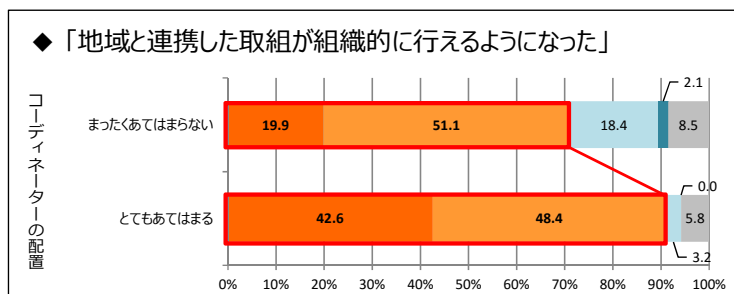
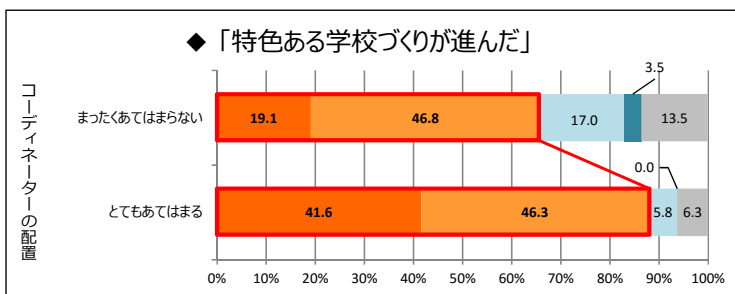
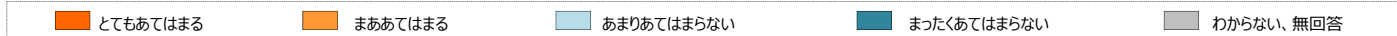


【CS導入校の回答】

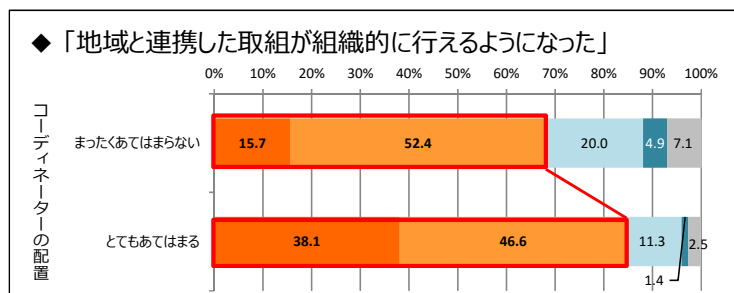
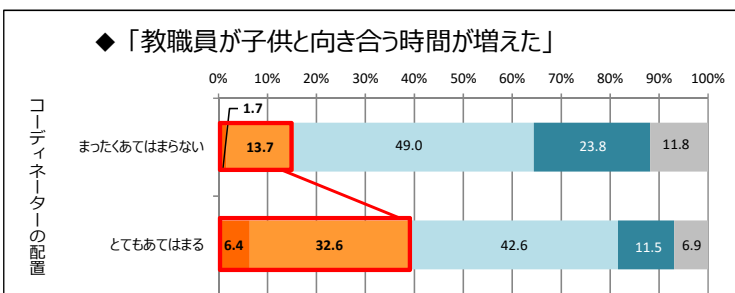
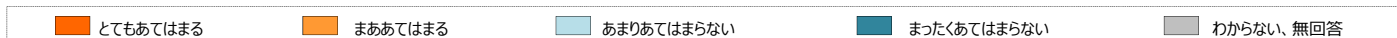


# コミュニティ・スクールへの地域学校協働活動推進員配置による効果

◆ CS導入校に対してコーディネーター（地域学校協働活動推進員等）を配置している自治体は、そうでない自治体に比べ、「特色ある学校づくりが進んだ」「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」と実感する割合が高い。



◆ 自治体の取組として、CS導入校に対してコーディネーター（地域学校協働活動推進員等）が配置されている学校は、そうでない学校に比べ、「教職員が子供と向き合う時間が増えた」「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」と実感する割合が高い。



(令和2年度学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究 報告書)

## 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的取組事例

学校・家庭・地域の連携・協働による業務改善 (岡山県浅口市立鴨方東小学校)

### 鴨方東小学校の働き方改革の3領域

～生産性を高め、教育の質の向上を図る～

#### 業務改善

- ☆業務内容の棚卸し
- ☆コミュニティ・スクールの設置
- ☆校務分掌の新体制化等

#### 意識改革

時間外勤務 25%減

#### 時間改善

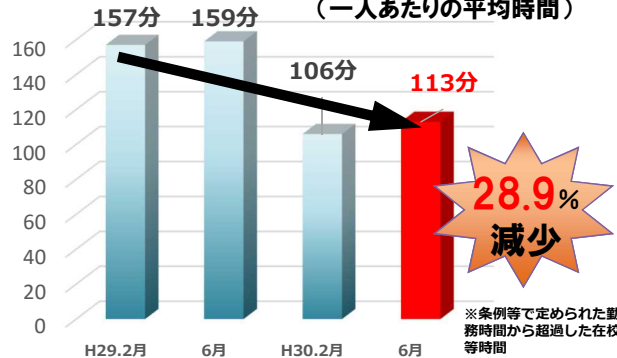
- ☆時間管理のカエル5
- ☆職員会議・終礼改善
- ☆勤務時間の記録等

#### 環境改善

- ☆職員室の機能的なレイアウト
- ☆人間関係・同僚性の構築等

育てたい子どもの姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで学校の多様な業務の棚卸しに取り組むとともに、それぞれが取り組むことについて役割分担を見直すことにより、「働き方改革」につながり、教員の業務時間の削減を達成。

### 一日あたりの超過勤務時間\*の推移 (一人あたりの平均時間)



### 教職員へのアンケート結果

項目	%
1 退校時刻面で効果があった	88.8
2 働き方に関する意識が変わった	88.8
3 タイムマネジメント面で効果があった	86.3
4 生活習慣が改善された	82.5
5 業務や会議が減った	81.3
6 授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
7 精神的にゆとりができた	72.5
8 児童と向き合う時間が増えた	67.5

#### ①業務内容の棚卸し (何をやって 何をやらないか)

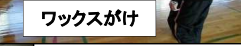
・教職員、保護者 (PTA)、地域住民で、「どんな学校にしたいか」「どんな子供を育てたいのか」を熟議。そこで業務の仕分け方針を共通理解し、できるものから業務の廃止・簡略化に着手。

教職員・PTA役員・地域住民で熟議  
→ 仕分けの方針を共通理解!



#### ②コミュニティ・スクール (学校運営協議会) の設置、地域学校協働活動による地域との連携

・育てたい子どもの姿や学校・家庭・地域の課題を共有し、学校が担ってきた負担や役割等を見直したうえで、地域学校協働活動を展開。教職員と地域住民の共通理解のもと活動を展開することで、業務の効率化や教育の質が向上



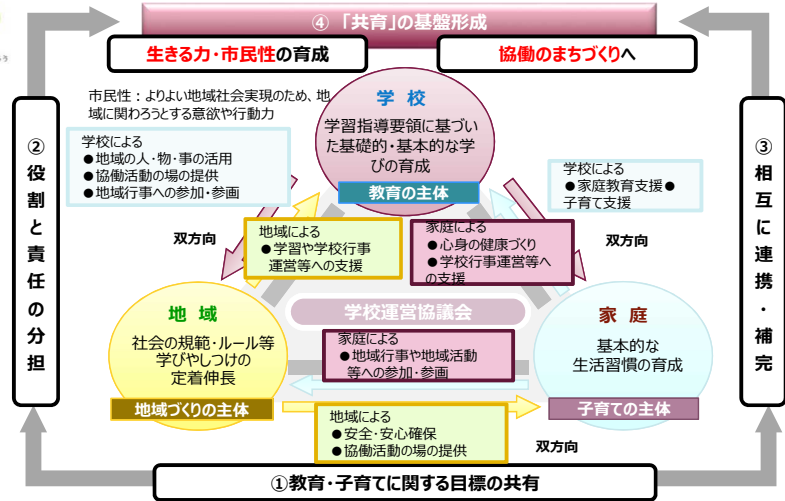
# コミュニティ・スクールが生徒指導上の成果につながった事例（福岡県春日市）

## 春日市の取組概要・経緯

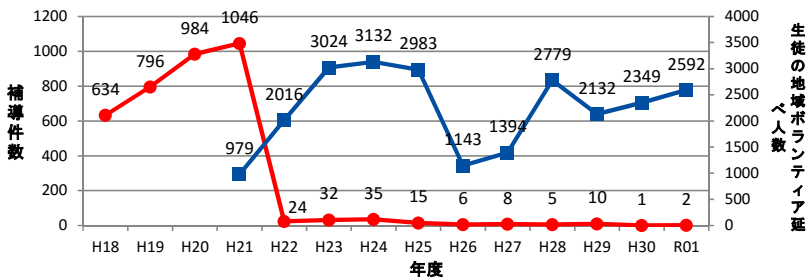
- ◆ 春日市では平成17年度に九州で初導入（18校中3校）、以降**学校の自主性を尊重し**、希望する学校から順次導入し、平成22年に全校導入完了。
- ◆ **学校・家庭・地域の三者の双方の関係構築による「共有」**を特徴とし、学校への支援活動、地域への貢献活動だけではなく三者による協働活動を重視。
- ◆ コミュニティ・スクールの推進と同時に、住民による自律したまちづくりを実現するため**自治体改革を実施し**、学校を支える体制が強化。また、学校予算編成や執行権限等の**学校への権限委譲**や**学校の業務負担軽減**（研究指定の休止等）にも着手。

## 春日西中学校の取組概要・経緯

- ◆ 当時、補導件数の多さや生徒の問題行動等が課題になっており、学校は対応に苦勞する一方、学校と地域の信頼関係もそれほど強くない状況。
- ◆ 平成18年度に法律に基づくコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会において、**学校の困りごと等を包み隠さず話し、どういった学校・生徒にしたいか、そのためにどの様にしていけばよいか等、議論を重ねた。**
- ◆ 地域の側も、**率直な情報を出す学校の姿勢に本気度を感じ**、保護者・地域・教員・警察が連携した夜間パトロール等を開始。結果として**補導件数は激減**。
- ◆ この成果には、**教育課程の内外において、生徒が地域の行事等にボランティアとして積極的に参加できる仕組みを確立し**、子供が主体性を発揮できる場面を創出したことにより、**子供の自尊感情や自己有用感が高まり、社会性・規範意識等の伸長に寄与**したことも影響。



## 生徒指導上の課題を学校・家庭・地域で解決（補導件数の激減・生徒による地域ボランティア増）



### 卒業した大学生の声

「中学時代に地域ぐるみで何気なく楽しく行っていた活動が、全て今の自分に繋がっていることに気づいた。地域に育ててもらった自分が、今度は地域の人の側になって小中学校の子供たちと活動していきたい。そして、自分と関わった子供たちの中から今度はこちらの側に来てくれる。そのようなサイクルをつくりたい。」  
 （地域での多様な体験による成長、人づくりのサイクルへの気づきと行動）【H29 地域とともにある学校づくり推進フォーラム（東京）での登壇発言より】

### 生徒の声

「地域にお世話になっている、そのお返しをしたという思いからボランティア活動をしている」（地域への感謝の心、ボランティア精神の萌芽）  
 「地域との関わりの中で、相手のことを考えることができるようになったり、周りのことに気づく力がついた」（相手を思いやる心、気づく力の伸長）

### 地域の声

「子供は地域の大切なパートナー、地域に欠かせない存在」  
 （地域住民の生徒を見る目線の変化、温かくなまし）

## コミュニティ・スクールの成果

- ◆ **学校と地域が対話を通じて、目標を共有し、課題を解決する姿へ**
  - ・ 学校、家庭、地域の対等な議論、それぞれの役割等の整理
  - ・ 夜間パトロールや地域学校協働本部といった事業展開
  - ・ 教育課程内外での生徒の地域ボランティア体制の確立

- ◆ **子供が変わり、学校が変わり、まちも変わった**
  - ・ 補導件数の「激減」、そして、学校や地域の体制が変わっても落ち着いた状態を「維持」
  - ・ 生徒の地域ボランティア等による自尊感情の高まり
  - ・ 安全、安心なまちづくり

# 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的取組事例（岩手県大槌町）

## 小中一貫教育を核とした教育課程（ふるさと科）の実施と学校の課題解決に向けた体制の構築

東日本大震災後、学校の課題解決に向けて小中一貫教育、CSを導入

- 教育環境の復興
  - 安心して学べる新しい学校の建設
  - 9年間の継続性を持った心のケア
- 学校だけでは解決できない課題解決への取組
  - 学校・家庭・地域住民の連携・協働でつくる教育

### <大槌町の小中一貫教育>



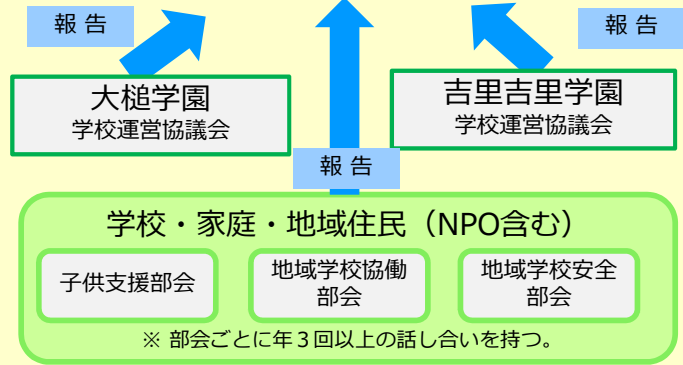
・ 次代を背負って立つ子供たちを育て、魅力的な地域・学校づくりを推進するため小中一貫教育の取組として「ふるさと科」を全学年に設置。  
 ・ 生活科と特別活動の一部、総合的な学習の時間の全てを充てて実施

- ① 地域への愛着を育む学び
  - ・ 地域の歴史や特産、郷土の文化等の学習
- ② 生き方・進路指導を充実させる力を育む学び
  - ・ 職場体験活動、沿岸地区の仮設店舗での体験学習の実施等
- ③ 防災教育を中心とした学び
  - ・ 「いきる・かかわる・そなえる」防災学習



## 大槌町コミュニティ・スクール協議会

### 評価・検証委員会



委員会名 部会名	主な活動内容（協議内容）	主なメンバー
評価・検証委員会	○ 学校運営協議会の報告 ○ 各部会の今年度の方針 ○ 目標設定・効果測定について	学校運営協議会長、PTA会長、副会長、教育委員、各校長、各部会長、教育委員会等
子供支援部会	○ 放課後や長期休業の子どもの居場所づくりや学習支援について	教員、保護者、地域住民、保健福祉課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、NPO等
地域学校協働部会	○ 「ふるさと科」の推進について ○ 地域ボランティアについて	教員、保護者、地域住民、学校支援地域コーディネーター、商工会、教育委員会、NPO等
地域学校安全部会	○ 通学路交通安全プログラムの実施 ○ 学校安全計画の検討	教員、保護者、警察、消防署、消防団、三陸国道事務所、沿岸広域振興局道路整備課、大槌町役場職員、教育委員会等

本取組が復興に向かい日々変化する地域のコミュニティのつながりとなり、家庭・地域の教育力と生活環境の向上を図っていくことが期待できる。

# 特定のテーマに重点を置いたコミュニティ・スクールの導入事例（熊本県）

熊本県では、熊本地震の経験を踏まえ、災害時の対応が円滑に進むよう、県立高校に「防災」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入し、地域と学校の連携・協働を進め、地元自治体（市町村）との避難所指定の協定締結を進めるとともに、地元住民との合同防災訓練など、地域と一体となった取組を実施

## 背景・取組概要

熊本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震において、市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず、多くの県立高校が避難場所となり、

- ・避難所運営に係る体制（教職員の役割など）が明確に整備されていない
- ・トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から、**地域と一体となった防災体制の構築**に向けて、「**防災**」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入

## 工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員に、**関係機関職員や自治体職員など防災の専門家**を任命
- ◆ 学校運営協議会の**承認事項に、防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加**することで、学校運営協議会を活用して、関係者が**学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有**



## 特徴的な活動

- ◆ **専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアル**の策定
- ◆ 地元**市町村との避難所指定の協定締結**
- ◆ **学校と地域の合同防災訓練**や**避難所運営シミュレーション**等の実施



## 関係者の声

- (学校)「地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。」  
(地域)「高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。」  
(生徒)「災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。」

- ◆ CS導入状況（県立高校）  
H28: 2校 → H29: 50校(100%)
- ◆ 避難所指定の協定締結数  
40校（R2年8月時点）

## 様々な課題を解決するためのプラットフォームとしてのコミュニティ・スクール

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題

- 学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性がある
- 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

### 学校の課題

#### ICT機器の効果的な活用

1人1台端末の整備が進んできたが、生徒一人一人の操作のフォローやプログラミング教育に課題がある



### 子供の課題

#### 児童生徒の問題行動等

不登校や非行など、学校外での児童生徒の問題行動等に、学校だけでは十分に対処できていない



### 地域の課題

#### 人口減少・地域コミュニティの継続が困難

子供たちが故郷を知る機会、地元の人と関わる機会の減少、地域住民同士が関わる場の減少



**コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む**

(事例) 埼玉県ふじみ野市

学校運営協議会での議論を踏まえ、学校応援団として、**企業退職者や研究者などの協力**により、**プログラミング教育へのアドバイスや支援**を受けて効果的な授業を実施

(事例) 福岡県春日市

**学校の困りごとを包み隠さず地域と共有**し、どのような学校・生徒にしていきたいか熟議。**保護者・地域・学校・警察が協力**して夜間パトロールなどを実施し、問題行動等が激減

(事例) 鳥取県南都町

幼稚園・保育所から中学までの**10年間を通じたカリキュラム**「まち未来科」を設定、**自然や文化など地域人財との協働**により子供たちの**ふるさとへの愛着**や**社会への参画力**、人間関係調整力を育成

# コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の一体的推進に係る文部科学省の取組

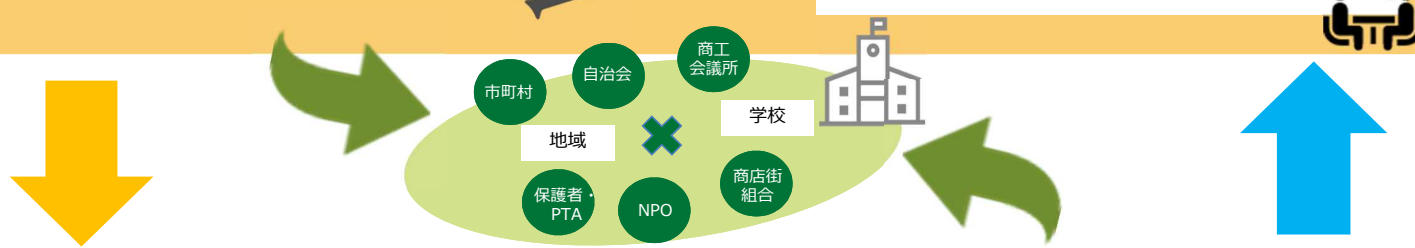
## 各地域における活動の支援

### 地域と学校の連携・協働体制の構築の支援及び地域学校協働活動の実施の支援

- 地域における地域学校協働本部の設置、学校運営協議会制度の導入に対する財政支援を実施
- 地域と学校の連携・協働体制構築事業（補助事業）

### 各地域の取組の推進に向けた相談・アドバイス

- 実際にコミュニティ・スクールの立ち上げに携わった経験者や地域学校協働活動の実践者等による相談対応、アドバイス
- CSマスターの派遣



## 地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの質の向上・改善に向けた取組

### 取組成果、好事例等の普及・展開

- 地域とともにある学校づくり推進フォーラムの開催
- 優れた地域学校協働活動に係る文部科学大臣表彰
- HPI「学校と地域でつくる学びの未来」
- パンフレット、手引き等の作成

### 取組の効果を測る仕組の開発、調査研究

- ポートフォリオモデルの作成
- 実態調査による取組成果等の把握
- 設置の少ない学校種における学校運営協議会や地域学校協働本部に関する調査研究

## 地域と学校の連携・協働体制構築事業

令和3年度予算額  
(前年度予算額)

6,755百万円  
6,737百万円

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3



### 背景・課題

地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による**地域の教育力の低下**や、**学校が抱える課題の複雑化・困難化**といった社会的課題の解決を目指すとともに、「**社会に開かれた教育課程**」の実現に向けた基盤として、**地域と学校が連携・協働**し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、「**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**」と「**地域学校協働活動**」の**一体的な推進**が必要。

### 事業内容

#### (1) 地域と学校の連携・協働体制の構築

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進する。
- 都道府県等並びに市町村が、所管する全ての公立学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進するため、効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有等を行い、総合的な推進方策について検討する。
- 地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」を配置し、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の実施及び総合化、ネットワーク化を目指す。

#### (2) 地域学校協働活動の実施

- 学校運営協議会をはじめとする学校と地域の様々な協議に基づき、地域の様々な方々の参画を得て、学習支援や体験活動などの取組を実施するとともに、学校と地域とが連携・協働し「学校における働き方改革」を踏まえた活動に取り組む。

※ 新型コロナウイルス感染症予防に配慮しながらの活動の実施のために必要な経費を支援する。

件数・単価（国庫補助額）：9,000箇所（本部）×約70万円

### 概要

補助事業者：都道府県・指定都市・中核市

補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

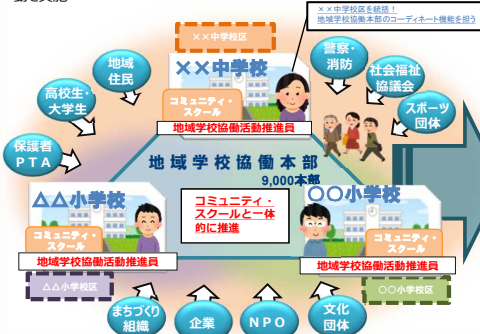
(ただし、都道府県・指定都市・中核市(以下「都道府県等」)が行う場合は国1/3、都道府県等2/3)

補助要件：①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること

②地域学校協働活動推進員を配置すること

### <事業イメージ>

地域学校協働活動推進員を中心に、協働活動支援員や協働活動サポーターなど様々なボランティアが緩やかなネットワークを構築しながら地域の実情に応じた協働活動を実施



### 地域学校協働活動

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動

多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を必須の活動と位置づけ、重点的に補助を行う。

#### 補助を行う地域学校協働活動

- 「学校における働き方改革」を踏まえた活動

例)働き方改革等における以下の活動等を実施。  
①登下校に関する対応  
②放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が補導されたときの対応  
③児童生徒の休み時間における対応  
④校内清掃  
⑤部活動の補助

- 地域における学習支援・体験活動（放課後等における学習支援活動等）

### 事業実施により期待される効果

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制が構築され、目標やビジョンを共有し、地域学校協働活動に取り組む地域が増加。
- 学校が抱える課題が解消されるとともに、「社会に開かれた教育課程」が実現。
- 子供たちが地域に目を向け、地域に愛着を感じるようになり、地域も子供に関わることで地域住民自身の学びにつながる。

## コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議の設置について

令和3年3月26日  
総合教育政策局長決定  
令和3年4月2日一部改正

### 1. 趣旨

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は平成16年に法制化され、その後平成29年の法改正により、その設置が教育委員会の努力義務となったことから、その設置数は着実に増加するとともに、保護者や地域住民の学校運営への参画や地域と学校が連携・協働した取組が行われるなど、一定の定着が見られている。

一方、設置が努力義務であることを踏まえると更なる設置促進の検討が必要であるが、その際、コミュニティ・スクールは学校や地域をとりまく様々な課題を解決するためのプラットフォームとなりうること、社会教育法に規定される地域と学校がパートナーとして共に子供たちの成長を支える地域学校協働活動との一体的推進が重要であることを踏まえる必要がある。また、コミュニティ・スクールを始めとした地域と学校の連携・協働体制の在り方や進捗に地域や学校種の差があることなどが課題となっている。

平成29年の法改正の際、附則において施行後5年を目途としてその在り方について検討を加えるものとされていることから、これらのコミュニティ・スクールを取り巻く状況を踏まえ、今後の学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、コミュニティ・スクールの在り方について外部有識者の協力を得て検討を行う。

### 2. 会議検討事項

- (1) コミュニティ・スクールの在り方について
- (2) コミュニティ・スクールの設置促進、活動の充実について
- (3) その他、地域と学校の連携・協働に関することについて

### 3. 実施方法

- (1) 別に委嘱する委員の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じ(1)以外の者にも協力を求めるほか、幅広く関係者の意見を聴くものとする。

### 4. 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとし、必要に応じて延長する。

### 5. その他

- (1) 会議の庶務は、関係局課の協力を得て総合教育政策局地域学習推進課において処理する。
- (2) この決定に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項については、必要に応じ会議に諮って定める。

(別紙)

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 委員一覧

安齋 宏之	福島県本宮市立本宮まゆみ小学校長
井上 尚子	東京都杉並区立天沼小学校学校運営協議会会長職務代理者
大島 修	公益社団法人日本PTA全国協議会常務理事
貝ノ瀬 滋	東京都三鷹市教育委員会教育長、全国コミュニティ・スクール連絡協議会会長
菅野 祐太	認定特定非営利活動法人カタリバ ディレクター、大槌町教育専門官
佐藤 晴雄	日本大学文理学部教授
繁吉 健志	山口県教育委員会教育長
竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表理事
福田 範史	鳥取県南部町教育委員会教育長
増淵 広美	神奈川県立総合教育センター教育相談専門員
松田 恵示	東京学芸大学理事・副学長
山崎 明彦	福岡県春日市立春日東中学校長
山本 珠美	青山学院大学教育人間科学部教授
吉田 信解	埼玉県本庄市長、全国市長会社会文教委員会委員長

(※各50音順・敬称略 計14名)

# コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 中間まとめ (概要)

(令和3年8月25日公表)

## 1. コミュニティ・スクール推進の必要性

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた新学習指導要領の着実な実施や学校における働き方改革の推進、GIGAスクール構想の実現等に加え、不登校やいじめ、児童虐待への対応、感染症対策、防災など学校や地域が抱える様々な課題にも対応しつつ、未来を担う子供たちの成長を支えていくためには、これまで以上に学校・家庭・地域の連携・協働が必要となる。また、コロナ禍によりあらためて浮き彫りとなった学校・家庭・地域の役割分担や連携・協働の重要性、安定した学校経営体制の必要性の観点からも、校長や教職員だけでなく、保護者や地域住民等が「当事者」として参画し、学校運営を支え・強化する仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、全ての学校に求められる機能である

## 2. コミュニティ・スクール推進のための方策

コミュニティ・スクールの意義や目的、必要性及び効果について、関係者が広く十分に理解し、効果的な取組が全国で展開されるよう、特に以下の項目について支援の強化が必要

### (1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ちながら学校運営に参画する仕組み「学校運営協議会」と地域と学校が連携・協働して活動を行う「地域学校協働活動」は、両者の連携による取組の効果等を示しつつ、一体的な推進を図ることが必要

### (2) 円滑な導入のための都道府県教育委員会等による伴走支援

教育委員会の担当者、学校管理職等の関係者が、コミュニティ・スクールの必要性や有効性を正しく理解し、方向性を示しつつ取組を進めることが重要。都道府県教育委員会等による積極的・継続的な働きかけや、アドバイザーの配置など伴走支援体制の構築が必要

上記のほか、導入促進のための支援、地域運営組織や関係部署との連携促進、首長の理解促進、成果・効果の事例の横展開等が必要

## 3. 今後の検討事項（案）

以下の論点等については、今後、本会議において引き続き検討を行う

- (1) これからのコミュニティ・スクールの在り方
- (2) 「社会に開かれた教育課程」の実現において担う役割
- (3) 学校評価とコミュニティ・スクールの関わり
- (4) いわゆる「類似の仕組み」について
- (5) 高等学校等における取組
- (6) コミュニティ・スクールに係る教師の資質の資質に関すること

### (3) コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の総合調整・事務局機能を持つ人材の配置・機能強化

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組むためには、両者の総合調整や企画立案、事務局機能を担う人材が重要であり、これらの役割を担う地域学校協働活動推進員等が継続的な活動を可能とするため、人材の配置促進・機能強化等を図ることが必要

### (4) 地域学校協働活動推進員等の資質向上

地域学校協働活動推進員等は、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の中核を担う人材であり、総合調整や企画立案役として、地域と学校の連携・協働に関わる幅広い知識や技能を身に付けることが求められることから、段階的・体系的なスキルアップ研修や実践者同士の交流等の機会充実を図ることが必要  
また、学校運営協議会委員の資質向上を図ることも必要